

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第38号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1(第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
商工農水部	商工農水部長	<u>商工班</u> 農水振興班 けいりん事業班	<u>商工課長</u> <u>(商工課)</u> <u>(観光・シティプロモーション課)</u> 農水振興課長 けいりん事業課長	(略)
環境部	環境部長	環境保全班 <u>生活環境班</u> 第1ごみ収集班 第2ごみ収集班	環境保全課長 生活環境課長 南部清掃事業所長 北部清掃事業所長	1から3まで (略) <u>4 災害廃棄物(ごみ・し尿)の収集運搬及び適正処理に関すること。</u> 5 (略) 6 (略)
(略)				
教育委	教育長	教育総務班	教育総務課長	(略)

員会	第1教育施設班 第2教育施設班	教育施設課長 スポーツ課長 <u>(スポーツ課)</u> <u>(国体推進課)</u>
	第1学校教育班 第2学校教育班	学校教育課長 指導課長
	人権教育班	人権・同和教育 課長
	社会教育班	社会教育課長
	教育支援班	教育支援課長
(略)		
備考 (略)		

改正前				
別表第1 (第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
商工農 水部	商工農 水部長	<u>商業勤労班</u> <u>工業振興班</u> <u>農水振興班</u> <u>けいりん事業班</u>	<u>商業勤労課長</u> <u>(商業勤労課)</u> <u>(観光推進課)</u> <u>工業振興課長</u> <u>農水振興課長</u> <u>けいりん事業課</u> 長	(略)
環境部	環境部 長	<u>環境保全班</u> <u>消毒清掃統括班</u> 第1ごみ収集班	環境保全課長 生活環境課長 <u>(生活環境課)</u> <u>(新ごみ処理施</u> <u>設整備課)</u> 南部清掃事業所 長	1 から 3 まで (略) 4 <u>被災地のごみの収</u> <u>集運搬作業に関する</u> <u>こと。</u> 5 <u>被災地のし尿の収</u> <u>集運搬作業に関する</u> <u>こと。</u>

		第2ごみ収集班 <u>埋立班</u> <u>焼却班</u>	北部清掃事業所 長 <u>南部埋立処分場</u> 長 <u>北部清掃工場長</u>	<u>6 収集ごみの焼却及び埋立処分に関する</u> <u>こと。</u> <u>7 収集し尿等の処理</u> <u>処分に関すること。</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u>
(略)				
教育委員会	教育長	教育総務班 第1教育施設班 第2教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 社会教育班 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 スポーツ課長 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育 課長 社会教育課長 教育支援課長	(略)
(略)				
備考 (略)				

(四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年四日市市規則第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(農業委員会への委任)</p> <p>第4条 農業委員会に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(農業委員会への委任)</p> <p>第4条 農業委員会に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 農業振興地域の整備に関する法</u></p>

(4) (略)

(5) (略)

(教育長等の補助執行事務)

第8条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育委員会の所掌に係る事務に関する予算に係る支出負担のうち次に掲げるものを除く事務

ア 500万円以上の工事の執行及び工事等の受託の決定に関するもの (四日市市教育委員会事務局処務規則(昭和39年四日市市教委規則第10号)に規定する国体推進課の事務分掌による工事の執行を除く。)

イからエまで (略)

(2)から(7)まで (略)

律(昭和44年法律第58号)第8条第1項、第12条の2第1項及び第13条第1項に基づく農業振興地域整備計画に関すること。ただし、同法第8条第1項及び第13条第1項に定める公告に関する事務を除く。

(5) (略)

(6) (略)

(教育長等の補助執行事務)

第8条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育委員会の所掌に係る事務に関する予算に係る支出負担のうち次に掲げるものを除く事務

ア 500万円以上の工事の執行及び工事等の受託の決定に関するもの

イからエまで (略)

(2)から(7)まで (略)

(四日市市勤労者・市民交流センター運営委員会規則の一部改正)

第3条 四日市市勤労者・市民交流センター運営委員会規則(平成21年四日市市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、商工農水部 商工課が処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、商工農水部 商業勤労課が処理する。

(四日市市産業基盤整備推進室に関する規則の廃止)

第 4 条 四日市市産業基盤整備推進室に関する規則（平成 19 年四日市市規則第 13 号）は、廃止する。

(四日市市清掃事業所設置規則の一部改正)

第 5 条 四日市市清掃事業所設置規則（昭和 44 年四日市市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第 2 条 清掃事業所の名称及び位置 は、次のとおりとする。 (1) 及び (2) (略)	(名称及び位置) 第 2 条 清掃事業所の名称及び位置 は、次のとおりとする。 (1) 及び (2) (略) (3) <u>南部埋立処分場 四日市市小山 町字大北山 2855 番地</u>

(四日市市会計規則の一部改正)

第 6 条 四日市市会計規則（昭和 39 年四日市市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(証券をもってする歳入の納付) 第 22 条の 2 (略) 2 会計管理者又は出納員若しくは現金取扱員は、証券により歳入金を収納したときは、 <u>領収書、納付書及び</u>	(証券をもってする歳入の納付) 第 22 条の 2 (略) 2 会計管理者又は出納員若しくは現金取扱員は、証券により歳入金を収納したときは、当該証券裏面に「取

領収済通知書の各片表面余白に次の各号に掲げる表示をするものとし、その歳入金については、当該証券裏面に「取扱課（これに準ずるものを含む。）名」を記入し、現金のみによる歳入金とは別に即日金融機関に払い込まなければならない。ただし、やむを得ない場合は翌日に払い込むことができる。

(1) 証券による収納が納付金額全部の場合「証券受領」と表示する。

(2) 証券による収納が納付金額の一部の場合「一部証券受領」と表示し、納付金額の内訳を現金と証券に区分して付記する。

3 第1項後段の場合において、会計管理者、出納員、現金取扱員又は金融機関は、領収書、納付書及び領収済通知書の各片表面余白に「利札」の表示をするとともに、当該利札の券面額及びその利札に対する利子支払の際に課される税額を付記しなければならない。

4 から 10 まで （略）

（前金払）

第74条 令第163条第8号の規定に基づき、前金払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)から(3)まで （略）

扱課（これに準ずるものを含む。）名」を記入し、即日金融機関に払い込まなければならない。ただし、やむを得ない場合は翌日に払い込むことができる。

3 第1項後段の場合において、会計管理者、出納員、現金取扱員又は金融機関は、領収書及び納入通知書の各片表面余白に「利札」の表示をするとともに、当該利札の券面額及びその利札に対する利子支払の際に課される税額を付記しなければならない。

4 から 10 まで （略）

（前金払）

第74条 令第163条第8号の規定に基づき、前金払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)から(3)まで （略）

(4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第4条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費の10分の4以内（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項の規定による前金払の場合は10分の2以内）の金額又は工事の設計、調査若しくは測量に要する経費の10分の3以内の金額

(5)及び(6) （略）

（金融機関の出納の手続）

第96条 （略）

2 金融機関は、証券により歳入金の収納をしたときは、領収書、納付書及び領収済通知書の各片表面余白に「証券受領」の表示をしなければならぬ。

3 金融機関は、歳入金の一部を証券で収納したときは、現金及び証券ごとの領収書、納付書及び領収済通知書の各片表面余白に「一部証券受領」の表示をするとともに、納付金額の内訳を現金と証券に区分して付記しなければならない。

4 （略）

(4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第4条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費の10分の4以内の金額又は工事の設計、調査若しくは測量に要する経費の10分の3以内の金額

(5)及び(6) （略）

（金融機関の出納の手続）

第96条 （略）

2 金融機関は、証券により歳入金の収納をしたときは、当該証券裏面に「取扱金融機関名」を記入するとともに証券ごとの領収書及び納入通知書の各片表面余白に「証券受領」の表示並びに証券の種類及び記号番号を記載しなければならない。

3 金融機関は、歳入金の一部を証券で収納したときは、現金及び証券ごとの領収書並びに納入通知書の各片表面余白に「一部証券受領」の表示をするとともに、前項の記載事項及び納入金額の内訳を現金と証券に区分して付記しなければならない。

4 （略）

改正後				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
委任等を受ける 事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
人権プラザ（小牧、神前、赤堀、天白）	人権センター所長	館長	館長	館長
清掃事業所	生活環境課長	所長	所長	所長
クリーンセンター	生活環境課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員
保育園	保育幼稚園課長	園長	園長	園長
(略)				

改正前				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
委任等を受ける 事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
人権プラザ（小牧、神前、赤堀、天白）	人権センター所長	館長	館長	館長

堀、天白)				
清掃工場	生活環境課長	場長	場長	場長
清掃事業所	生活環境課長	所長	所長	所長
南部埋立処分場	生活環境課長	所長	所長	所長
保育園	保育幼稚園課長	園長	園長	園長
(略)				

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部総務課)